最終更新日：2016年6月23日

三菱重工業株式会社
取締役社長 宮永　俊一
問合せ先：グループ戦略推進室広報部広報グループ(03)6716-3111（大代表）
証券コード：7011

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は，社会の基盤作りを担う責任ある企業として，全てのステークホルダーに配慮した経営を行うとともに，当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため，継続的なコーポレート・ガバナンスの強化に努めることを基本方針としております。
当社は，この基本方針の下，経営の監督と執行の分離や社外取締役の招聘による経営監督機能の強化に取り組むなど，経営システムの革新に努め，経営の健全性・透明性の向上及び多様性と調和を重視した「日本的グローバル経営」の構築に取り組んでおります。
また，当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組み及び考え方を「三菱重工コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」（以下，「ガイドライン」という）として取り纏め，当社ウェブサイトにおいて公開しております。
（http://www.mhi.co.jp/company/governance/pdf/governance-guideline.pdf）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は，コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。
なお，平成27年９月２日付で開示した本報告書において，未実施として開示しておりました各原則については，以下のとおり対応しておりますので，現在は全ての原則を実施していると判断しております。

原則1-4「いわゆる政策保有株式について，毎年，取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し，これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明」
財務基盤を強化するため，土地・有価証券等の当社グループが保有する資産について，改めて基本方針を設定し，取締役会において，グローバル企業としての有価証券の保有 意義について審議いたしました。
当該方針（アセットマネジメントの方針）は、平成28年２月４日付で開示しております「2015 事業計画推進状況」のとおりです。

原則3-1(v)「経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の，個々の選任・指名についての説明」
株主総会参考書類にて，社外取締役候補者のみならず，全ての取締役候補者についてその個々の選任理由を記載することといたしました。
当社第91回定時株主総会に付議した各取締役候補者の個々の選任理由は，「第91回定時株主総会招集ご通知」に記載のとおりです。

補充原則4-11-3「取締役会全体の実効性について分析・評価を行い，その結果の概要を開示」
平成27年度から，年１回，取締役会の実効性について分析・評価を実施することといたしました。当該事業年度の分析・評価結果の概要は次項に記載のとおりです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4　政策保有に関する方針
ガイドラインの第13条第１項及び第２項を御参照ください。

原則1-4　政策保有株式に係る議決権の行使について，適切な対応を確保するための基準
ガイドラインの第13条第３項を御参照ください。

原則1-7　関連当事者間の取引を行う際の枠組み
ガイドラインの第28条を御参照ください。

原則3-1(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略，経営計画
ガイドラインの第５条及び第６条を御参照ください。
なお，当社の中期経営計画は，当社ウェブサイトの該当ページ
（http://www.mhi.co.jp/finance/library/plan/index.html）を御参照ください。

原則3-1(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
ガイドラインの第３条及び第４条を御参照ください。

原則3-1(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
ガイドラインの第30条，第40条（社外取締役）及び第47条（監査等委員）を御参照ください。

原則3-1(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
ガイドラインの第23条，第33条（社外取締役）及び第43条（監査等委員）を御参照ください。

原則3-1(v)取締役が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の，個々の選任・指名についての説明
当社「第91回定時株主総会招集ご通知」を御参照ください。
（http://www.mhi.co.jp/finance/stock/meeting/index.html）

補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲の概要
ガイドラインの第19条を御参照ください。

原則4-8　３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える場合はそのための取組み方針
ガイドラインの第20条を御参照ください。
なお，当社の取締役11名中５名が当社の独立性基準を満たす独立社外取締役であり，当社は既に3分の１以上の独立社外取締役を選任しております。

原則4-9　独立社外取締役の独立性基準

ガイドラインの第34条及び別添2を御参照ください。

補充原則4-11-1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス，多様性及び規模に関する考え方
ガイドラインの第20条（取締役会の構成），第21条（取締役の資質），第32条（社外取締役の責任及び役割），第41条（監査等委員会の構成及び監査等委員の資質）を御参照ください。

補充原則4-11-2　取締役の兼任状況
当社の取締役の兼任状況は事業報告及び株主総会招集通知において開示しております。

補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性について分析・結果を行い，その結果の概要
当社は，従来からコーポレート・ガバナンスの向上に向けた様々な施策に取り組んでおりますが，コーポレートガバナンス・コードの施行を契機として，取締役会全体が実効的にその役割を果たしているかを検証することにより，取締役会の実効性について一層の向上を図るとともに，ステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすことを目的として，取締役会全体としての実効性に関する分析・評価（以下，「取締役会評価」といいます）を年に1度実施することといたしました（ガイドライン第31条）。

監査等委員会設置会社への移行初年度である平成27年度においては，経営の監督と執行との分離を進め，取締役会の主眼を業務執行者に対する監督に置くことによって経営監督機能の強化を図るとの方針の下で，取締役会がその役割に基づいた適切な付議議題について十分に議論を行っているか，取締役会における議論を充実させるための支援体制を十分に整備しているかなどの点を中心に分析・評価を行うこととし，CAO/CRO（現体制の下ではGC）を事務局として，以下のプロセスにより取締役会評価を実施いたしました。
・独立社外取締役を含む全取締役に対するアンケート調査の方法による自己評価を実施
・取締役会においてアンケート調査結果に基づき討議
・独立社外取締役と取締役社長による会合において，取締役会全体としての実効性に関する分析と評価をテーマとして取り上げ，独立社外取締役の意見を重点的に聴取
・これらの自己評価，討議及び聴取結果等を踏まえて，取締役会評価の結果を取締役会において決議

以上のプロセスによる取締役会評価の結果，平成27年度の取締役会については，その実効性に関する重大な懸念等はなく，取締役会全体としての実効性が確保されているものと評価しております。

一方で，取締役会の実効性を継続的に高めていく観点から，当社の取締役会は，以下の事項を平成28年度における課題として認識しており，これらの事項についての検討・対応を進めております。

1．平成28年度における主要な課題
(1)監査等委員会設置会社としての当社における取締役会の役割に関する議論の充実と取締役会において審議すべき議題の再整理
(2)取締役会資料の事前提供時期の更なる早期化による取締役会における説明の効率化・議論の充実化と年間を通した審議時間の一層の拡充
(3)社外取締役に対する情報提供の更なる拡充

2．今後の対応
(1)当社の監査等委員会設置会社としての取締役会のあるべき姿や，その役割を踏まえた議題の選定等について，平成28年度中の取締役会において，あらためて議論する機会を設け，その議論の結果も踏まえて，取締役会の監督機能の高度化に向けた施策を検討・実施いたします。
(2)取締役会資料を会日の1週間前までに送付するよう努め，各取締役による十分な事前検討を促し，取締役会当日における説明の効率化と議論の充実化を図ります。また，特定月の取締役会への議題の集中を回避し，より一層の審議時間の確保に努めます。
(3)財務情報をはじめとした当社の経営に関する基礎データに社外取締役が常時容易にアクセスできる情報環境を整えます。

補充原則4-14-2　取締役に対するトレーニングの方針
ガイドラインの第22条及び第38条（社外取締役）を御参照ください。

原則5-1　株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針
ガイドラインの第11条及び別添1を御参照ください。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	158,176,900	4.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	130,715,000	3.87
野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱東京UFJ銀行口）	125,666,000	3.72
明治安田生命保険相互会社 （常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	80,022,741	2.37
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 （常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行）	67,278,449	1.99
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	46,249,260	1.37
野村信託銀行株式会社（退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口）	45,934,000	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	44,177,000	1.30
東京海上日動火災保険株式会社	37,800,000	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	36,503,000	1.08

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから，平成28年３月22日付で株式会社三菱東京UFJ銀行，三菱UFJ信託銀行株式会社，三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出され，公衆の縦覧に供されております。しかしながら，当社としては，平成28年３月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に確認できないため，上記大株主の状況は，株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
なお，当該変更報告書による平成28年３月14日現在の株式所有状況は以下のとおりであります。
１．氏名又は名称：株式会社三菱東京UFJ銀行
住所：東京都千代田区丸の内一丁目７番１号
所有株式数（千株）：125,666
発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）：3.72
２．氏名又は名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
住所：東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
所有株式数（千株）：143,862
発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）：4.26
３．氏名又は名称：三菱UFJ国際投信株式会社
住所：東京都千代田区有楽町一丁目12番１号
所有株式数（千株）：13,298
発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）：0.39
４．氏名又は名称：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
住所：東京都千代田区丸の内二丁目５番２号
所有株式数（千株）：6,656
発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）：0.20
１．～４．の合計
所有株式数（千株）：289,482
発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）：8.58

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社子会社のニチユ三菱フォークリフト株式会社は，東京証券取引所市場第１部に上場しています。

当社は，同社が上場会社として独立した事業運営を推進していくことが同社の事業成長及び当社グループの連結業績への貢献に繋がるものと考えており，同社の事業運営に係る独立性を尊重しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
篠原尚之	学者								○		○	
小林健	他の会社の出身者								○	○		
畔柳信雄	他の会社の出身者								△			
クリスティーナ・アメージャン	学者											
伊東信一郎	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠原尚之		○	当社は，篠原尚之氏が教授を務める国立大学法人東京大学との間で，構造物試験の実施等の取引関係や寄附講座の開設等の寄附関係がありますが，当該取引及び寄附金額は，いずれも当社が定める社外取締役の独立性基準に規定する金額基準を超えるものではなく，また，当該取引及び寄附は，同氏の研究分野に関係するものではないことから，同氏の独立性に何ら影響を与えるものではないと判断しております。	篠原尚之氏は，過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが，財務官や国際通貨基金（IMF）副専務理事を務めるなど，行政官として得た財政金融政策に関する幅広い見識や国際機関の幹部として得たグローバルな視点を有しており，同氏から，社外取締役として当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことが，当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に繋がり，当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため，選任しております。 また，同氏は，「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから，当社経営陣に対して独立性を有していると判断し，独立役員に指定しております。
小林健		○	・当社は，小林健氏が取締役会長を務める三菱商事株式会社とは，社外役員の相	小林健氏は，三菱商事株式会社の取締役社長や取締役会長を務めるなど，幅広い事業分

			互就任の関係にあります。即ち，現在当社の相談役を務め，過去において当社の業務執行者であった佃和夫氏が，平成20年から三菱商事株式会社の社外取締役に就任し，現在に至っております。 ・当社と三菱商事株式会社との間には，機器・部品の販売や原材料の購入等の取引関係がありますが，当該取引金額は，当社が定める社外取締役の独立性基準に規定する金額基準を超えるものではなく，同氏の独立性に何ら影響を与えるものではないと判断しております。	野に精通し，グローバルな市場で活躍する経営トップとしての豊富な知見・経験等を有しており，同氏から，社外取締役として当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことが，当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に繋がり，当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため，選任しております。 また，同氏は，「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから，当社経営陣に対して独立性を有していると判断し，独立役員に指定しております。
畔柳信雄	○	○	畔柳信雄氏が現在特別顧問を務め，過去において業務執行者であった株式会社三菱東京UFJ銀行は当社の取引銀行ですが，複数ある主な借入先の一つであり，当社が定める社外取締役の独立性基準に抵触する借入先には当たらないと判断しております。なお，平成27年度末時点における当社の連結借入金残高に占める同行からの借入の割合は約29%です。	畔柳信雄氏には，経営者としての豊富な経験等に基づき，当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより，当社経営の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し，選任しております。 また，同氏は，「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから，当社経営陣に対して独立性を有していると判断し，独立役員に指定しております。
クリスティーナ・アメージャン	○	○	一橋大学大学院商学研究科教授	クリスティーナ・アメージャン氏は，過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが，同氏には，コーポレート・ガバナンスや企業経営等の研究者として培われた幅広い知見に基づき，当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより，当社経営の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し，選任しております。 また，同氏は，「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから，当社経営陣に対して独立性を有していると判断し，独立役員に指定しております。
伊東信一郎	○	○	当社は，伊東信一郎氏が過去において業務執行者であった全日本空輸株式会社との間で航空エンジンの修理等の取引関係がありますが，当該取引金額は，当社が定める社外取締役の独立性基準に規定する金額基準を超えるものではなく，同氏の独立性に何ら影響を与えるものではないと判断しております。	伊東信一郎氏には，経営者としての豊富な経験等に基づき，当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより，当社経営の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し，選任しております。 また，同氏は，「上場管理等に関するガイドライン」に規定される独立性基準及び当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから，当社経営陣に対して独立性を有していると判断し，独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助し，その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置しております。なお，監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。
監査等委員会室のスタッフは同室の専属として監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず，監査等委員会の指揮命令に従うものとし，また人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして，執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は，経営監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに，監査結果の報告を受け，会計監査人の監査に立会うなどして緊密な連携を図っております。また，監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制部門あるいは関連部門から定期的又は個別に報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員指名・報酬諮問会議	6	0	1	5	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員指名・報酬諮問会議	6	0	1	5	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は，取締役候補者の指名，取締役の解任及びその他の幹部役員の選解任に関する事項や，取締役(監査等委員である取締役を除く)その他の幹部役員の報酬等に関する事項について，取締役会における審議に先立ち，社外取締役の意見・助言を得ることで透明性及び公正性をより一層向上させることを目的に，社外取締役全員と取締役社長のみにより構成される「役員指名・報酬諮問会議」を設置しております。
平成27年度においては，「役員指名・報酬諮問会議」を2回開催いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は，独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の報酬は，業績の反映及び株主との価値共有という観点から，基本報酬，業績連動型報酬及び株式報酬により構成されます。
業績連動型報酬は，当年度の連結業績を踏まえ，各取締役の役位及び担当事業の業績・成果等も勘案して決定しております。
株式報酬は，当社グループ全体の中長期的な業績向上と企業価値の増大に対する取締役の貢献意欲を一層高めるため，役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託の仕組みを活用し，各取締役の役位及び当社の業績等に応じて付与された株式交付ポイントに基づき，当社株式及び金銭を交付又は支給しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

1.監査等委員会設置会社移行前(平成27年４月１日から第90回定時株主総会(平成27年６月26日)終結の時まで)
取締役の報酬 176百万円(うち，社外取締役の報酬 ９百万円)
監査役の報酬 26百万円(うち，社外監査役の報酬 ９百万円)

2.監査等委員会設置会社移行後(第90回定時株主総会(平成27年６月26日)終結の時から平成28年３月31日まで)
監査等委員でない取締役の報酬 662百万円(うち，社外取締役の報酬 19百万円)
監査等委員である取締役の報酬 166百万円(うち，社外取締役の報酬 37百万円)
なお，連結報酬等の総額が１億円以上である役員については有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.監査等委員でない取締役
監査等委員でない取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は，取締役会で定めております。
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は，業績の反映及び株主との価値共有という観点から，基本報酬，業績連動型報酬及び株式報酬で構成します。

・基本報酬
各取締役の役位及び職務の内容を勘案し，相応な金額を決定します。
・業績連動型報酬
当年度の連結業績を踏まえ，各取締役の役位及び担当事業の業績・成果等も勘案して決定します。
・株式報酬
当社グループ全体の中長期的な業績向上と企業価値の増大に対する取締役の貢献意欲を一層高めるため，役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の仕組みを活用し，各取締役の役位及び当社の業績等に応じて付与された株式交付ポイントに基づき，当社株式及び金銭を交付又は支給します。

社外取締役には，社外の立場から客観的なご意見やご指摘をいただくことを期待しており，その立場に鑑み，基本報酬（相応な固定報酬）のみを支給します。
報酬の水準については，他社状況等も勘案した適切なものとします。
なお，監査等委員でない取締役の報酬等の決定に関する透明性及び公正性をより一層向上させることを目的として，平成27年度から社外取締役と取締役社長のみにより構成される「役員指名・報酬諮問会議」を行うことといたしました。平成27年度に「役員指名・報酬諮問会議」を2回開催し、取締役社長が社外取締役に対して上記方針について説明し，社外取締役から意見・助言を得ております。

2.監査等委員である取締役
監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は，監査等委員である取締役の協議により定めております。
監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみとし，その役割・職務の内容を勘案し，常勤及び非常勤を区分の上，相応な固定報酬とします。
ただし，常勤の監査等委員については，会社の経営状況その他を勘案して，これを減額することがあります。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会事務局として専任のスタッフを配置し，取締役会の開催に際しては，資料の事前送付を行うとともに，重要な案件について事前説明を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

(1) 企業統治の体制の概要
当社は，会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社制度を採用しております。加えて，取締役候補者の指名，取締役の解任及びその他の幹部役員の選解任に関する事項や，取締役（監査等委員である取締役を除く）その他の幹部役員の報酬等に関する事項について，取締役会における審議に先立ち，社外取締役の意見・助言を得ることを目的とした任意の会議体として，社外取締役全員と取締役社長のみにより構成される「役員指名・報酬諮問会議」を設けております。
当社の取締役会は，取締役11名（うち，監査等委員である取締役が5名）で構成され，5名（うち，監査等委員である取締役が3名）を社外から選任しております。社外取締役には，業務執行部門から中立の立場で当社経営に有益な意見や率直な指摘をいただくことにより，経営に対する監督機能の強化を図っており，社外取締役による監督機能をより実効的なものとするため、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たす社外取締役の人数が取締役会全体の3分の1以上となるよう努めており，平成28年6月23日開催の定時株主総会をもって業務を執行する取締役を2名減員しております。また，当社は定款の定め及び取締役会の決議に従い，法令により取締役会の専決事項として定められた事項，事業計画，取締役・チーフオフィサー・役付執行役員の選解任及び報酬，その他特に重要な個別の事業計画・投資等を除き，取締役社長への重要な業務執行の決定の委任を進めており，迅速な意思決定と機動的な業務執行を可能とするとともに，取締役会の主眼を業務執行者に対する監督に置くことを可能としております。
これらに加え，当社は，平成26年4月からチーフオフィサー制を導入しております。具体的には，取締役社長（CEO）の下に，取締役社長の責任と権限の一部を委譲されたチーフオフィサーとして，ドメインCEO（各ドメイン長）のほか，CFO及びCTOを置いております。このうち，CEOは全社的な事業戦略及び課題への取組み等を所掌し，ドメインCEOはグループ全体戦略の下で各ドメインの事業推進を統括・執行しております。また，CFOは経営計画を含む財務・会計及び調達管理に関する業務全般，CTOは技術戦略，製品・新技術の研究・開発，ICT，バリューチェーン，マーケティング，イノベーション及びエンジニアリングに関する業務全般をそれぞれ統括・執行しております。更に，CFO及びCTOは，それぞれの所掌機能について全社に対する指揮・命令権を持つとともに，ドメインに対する支援を行う体制としております。なお，当社は平成28年4月1日付で，従来設置していたCAO／CROを廃止し，その所掌業務をCEOの所掌に変更すると同時に，CEOの職務を補助する常設の担当役員として，GC及びHR担当役員を置く見直しを行っております。GCは，CEOの命を受け，経営監査，総務，法務及びグローバル拠点支援に関する業務全般を，HR担当役員は，CEOの命を受け，人事及び労政に関する業務全般をそれぞれ統括・執行しております。
取締役社長（CEO）と，これらチーフオフィサー等を中心とする業務執行体制の中で，審議機関として経営会議を置き，業務執行に関する重要事項を合議制により審議することで，より適切な経営判断及び業務の執行が可能となる体制を採っております。
（注）CTO: Chief Technology Officer
CAO／CRO: Chief Administrative Officer/Chief Risk Officer
GC: General Counsel
HR: Human Resources
(2) 内部監査の状況
当社は，GCの傘下に経営監査部（40名）を設置し，内部統制システムが有効に機能しているかどうかを，内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価により確認しております。
内部監査については，経営監査部が各年度の監査を実施しているほか，各内部統制部門が自部門の所掌する業務に関して必要に応じ監査を実施しております。また，経営監査部は，必要に応じ内部統制の状況について内部統制部門から定期的な報告受けあるいは情報交換を行っております。
財務報告に係る内部統制報告制度についても，金融商品取引法に則り適切な対応を図っており，平成27年度末日時点において，当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとの評価結果を得ました。
(3) 監査等委員会の活動の状況
当社の監査等委員会は取締役5名で構成されており，このうち過半数の3名が社外取締役であります。当社は監査等委員会の活動の実効性確保のために定款において常勤の監査等委員を選定する旨を定めており，当該規定に従って監査等委員の互選により常勤の監査等委員を2名選任しております。常勤の監査等委員が経営会議や事業計画会議等の重要会議に出席し，経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに，遵法状況の点検・確認，財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて，取締役の職務執行が法令・定款に適合し，会社業務が適正に遂行されているかを監査しております。また，常勤の監査等委員のうち1名は，経理・財務部門における長年の業務経験があり，財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を選任しております。
監査等委員会は，経営監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに，監査結果の報告を受け，会計監査人の監査に立会うなどして緊密な連携を図っております。また，監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制部門あるいは関連部門から定期的又は個別に報告を受けております。
これら監査活動のほか，監査等委員会は，監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等について，「役員指名・報酬諮問会議」に監査等委員で

ある社外取締役3名全員が出席して意見を述べ，また常勤の監査等委員が当社取締役会及び取締役に係る基本的な枠組み・考え方や候補者選定の方針のほか，報酬体系の考え方，具体的な報酬額の算定方法等を確認し，監査等委員会において報告，協議した結果，監査等委員会として，そのいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至った旨の意見を，平成28年6月23日開催の定時株主総会において表明しております。
また，監査等委員会は，会計監査人について，その独立性・専門性等の確認を含む評価基準を策定しており，これに基づく評価を経て新日本有限責任監査法人の再任を決定しております。更に，平成27年度の会計監査人の報酬等についても，報酬の前提となる監査計画の方針・内容，見積りの算出根拠等を確認し，当該内容について社内関係部門から必要な報告を受け検証した結果，当社の会計監査を実施する上でいずれも妥当なものであると判断し，これに同意しております。
こうした監査等委員会の職務をサポートするため，監査等委員会室を設けて専属スタッフ（6名）を配置し，監査等委員会の円滑な職務遂行を支援しております。
(4) 会計監査の状況
当社は会計監査業務を新日本有限責任監査法人に委嘱しており，当社の会計監査業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員・業務執行社員）は渡邊浩一郎，賀谷浩志，水谷洋隆及び大倉克俊の4氏であり，継続監査年数は全員が7年以内であります。
また，当社の会計監査業務に係る補助者は，公認会計士27名，その他27名であります。
会計監査人は当社のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関する取組み等について，担当役員と定期的に意見交換を行っております。
(5) 社外取締役
当社は，社内の視点に偏らない客観的な立場から経営者や行政官，あるいは学識者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき，当社経営に対する助言と監督をいただくため，取締役11名のうち5名（うち，監査等委員である取締役が3名）を社外から選任しております。
これらの社外取締役については，当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしていることから，全員が当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
これらの社外取締役はいずれも当社経営陣から独立した立場で，経営の監督又は監査を行っております。また，取締役会においてコンプライアンスやリスク管理等を含む内部統制システムの整備・運用状況及び内部監査結果の報告を受け，適宜意見を述べております。また，社外取締役が過半数を占める監査等委員会は，前記(3)に記載のとおり，内部監査部門及び会計監査人と連携を取って監査を行っております。加えて，監査等委員でない社外取締役は，監査の状況等について監査等委員会から情報共有を受けております。これらにより，当社は経営の健全性・適正性の確保に努めております。
なお，当社は，社外取締役の各氏との間で，会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は，金1,000万円又は同法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では，これまで一貫してコーポレート・ガバナンスの質を高めるための様々な施策に取り組んできましたが，当社が今後グローバル市場でメガプレイヤーと伍して競争していくためには，より迅速な意思決定による効率的・機動的な業務執行を行えるようにするとともに，業務執行者を監督する機能を更に強化することが必要となることから，社外取締役の豊富な経験や幅広い見識を活用することで取締役会の監督機能を強化するとともに，代表取締役をはじめとする業務執行取締役への権限委譲により監督と業務執行の分離を進めることができる監査等委員会設置会社制度を採用しております。また，当社は，取締役候補者の指名，取締役の解任及びその他の幹部役員の選解任に関する事項や，取締役（監査等委員である取締役を除く）その他の幹部役員の報酬等に関する事項について，取締役会における審議に先立ち，社外取締役の意見・助言を得ることで透明性及び公正性をより一層向上させることを目的に，「役員指名・報酬諮問会議」を設置しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を，株主総会の3週間前を目安として早期に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成16年6月開催の株主総会から議決権行使の電子化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成19年6月開催の株主総会から機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用も可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	平成11年6月開催の株主総会から招集通知の英訳版の作成・送付を行っております。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から，当社ホームページ等に招集通知を発送前に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の個人投資家向けセミナーへの参加に加え，自社にて個人投資家向け説明会を主催することなどを通じて，2015年度は17回開催いたしました。会社概要，事業戦略，株主還元，CSRへの取り組み等を説明いたしました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算毎に決算説明会を開催し，年度決算説明会，第2及び第3四半期決算説明会ではCFOから説明を実施いたしました。また，社長から年度決算説明会時に2015事業計画，第2及び第3四半期説明会時に2015事業計画の推進状況を説明いたしました。この他に，事業戦略説明会を1回，スモールミーティングを5回，工場見学会を2回開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	半期に2～4回の頻度で欧米，アジアの海外機関投資家を訪問し，直近の決算実績，中期経営計画推進状況等を説明いたしました。また，国内での海外投資家向けカンファレンスにも年間8回参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL （http://www.mhi.co.jp/finance/index.html） 決算説明資料，中期経営計画説明資料，決算短信，有価証券報告書，四半期報告書，MHIレポート（アニュアルレポート），株主総会情報，株主還元，配当金，事業戦略説明会資料，IRイベント動画等	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：経営・財務企画部　IRグループ 担当役員：代表取締役 常務執行役員 CFO，グループ戦略推進室長　小口 正範	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社是に加えCSR行動指針「地球との絆」「社会との絆」「次世代への架け橋」を策定し社会からの期待に応えるという姿勢を，研修等の実施をとおして社員に意識付けしております。また，当社ウェブサイト「CSRへの取り組み」においても，お客さま，株主，地域社会，サプライヤー，従業員といった各ステークホルダーとの関わり方の方針を記載しております。詳細については，当社ウェブサイト「CSRへの取り組み」をご参照ください。 http://www.mhi.co.jp/csr/policy/ourpolicies/index.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境問題をはじめとする地球規模で多様な社会的課題に対して，ステークホルダーとのコミュニケーションや，当社グループが社会に与える影響の分析を行い，経営会議やCSR委員会において，当社グループが優先して対応すべき課題を特定し，「技術・製品」と「事業プロセス全体での各種活動」を通じて，社会的課題の解決に積極的に取り組んでおります。具体的な活動内容については，当社ウェブサイト「CSRへの取り組み」をご参照ください。 http://www.mhi.co.jp/csr/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	全てのステークホルダーを対象に，CSRに関する方針やESG情報(社会・環境・ガバナンスに関する情報)について当社ウェブサイト「CSRへの取り組み」等で広く公開しております。

	また「インサイダー取引防止規則」において，重要な企業情報については，法令に定める方法の他，各取引所が定める規則に従い適時適切に開示することとしております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組み＞ 当社は，当社で働く一人一人がダイバーシティ（多様性）を理解・尊重し，実現する企業文化・風土の醸成を目指して，ダイバーシティ推進に取り組んでおります。 この取組の中核として，女性の活躍支援を推進することとし，その第一歩として，2014年７月には「2020年までに女性管理職者数を現状の３倍にする」ことを目標に掲げました。 この実現に向け，具体的には「女性社員数の拡大」・「育児・介護中のキャリア支援」・「女性管理職の計画的な育成」・「風土醸成」の４つのテーマを掲げて各種施策を策定・実行しております。 ＜その他の取組み＞ ステークホルダーミーティングや株主・地域住民の工場見学会を実施しているほか，顧客満足（CS）を意識した活動の展開やビジネスパートナー会議の開催等， ステークホルダーとのコミュニケーション推進に積極的に取り組んでいます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は法令に従い，業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し，この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用しており，また年1回内部統制システムの整備・運用の状況を取締役会に報告しております。この取締役会決議の概要は，次のとおりであります。

1．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助し，その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置する。なお，監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

2．前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会室のスタッフは同室の専属として監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず，監査等委員会の指揮命令に従うものとし，また人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして，執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。

3．取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
(1) 当社の取締役等は，グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会（又は監査等委員会が選定する監査等委員。以下同じ。）への報告や情報伝達に関しての取り決めを実施するほか，定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに，監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
(2) グループ会社の取締役等は，第12号に定める運営要領に従って監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか，監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
(3) 内部通報制度の所掌部門は，内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告するものとする。

4．前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度により通報した者に対して，通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨社規に定め，その旨を周知し適切に運用するものとする。

5．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため，毎年度，監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保するとともに，監査等委員からその他の費用の請求があった場合には会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理する。

6．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会が行う，社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通，情報の収集や調査に対しては，実効的な監査の実施を確保するために留意する。

7．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし，取締役は自ら率先してその実現に努める。
(2) 取締役会は，取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし，経営の健全性と効率性の両面から監督する。また，社外役員の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。

8．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 文書管理の基本的事項を社規に定め，取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し，保存・管理する。
(2) 上記の情報は，取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは，いつでも閲覧できるものとする。

9．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 各種リスクを適切に管理するため，リスクの類型に応じた管理体制を整備し，管理責任の明確化を図るものとする。
(2) リスクを定期的に評価・分析し，必要な回避策又は低減策を講じるとともに，内部監査によりその実効性と妥当性を監査し，定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。
(3) 重大リスクが顕在化した場合に備え，緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保し，また各事業部門に危機管理責任者を配置する。

10．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会で事業計画を策定して，全社的な経営方針・経営目標を設定し，社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
(2) 経営目標を効率的に達成するため，組織編成，業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

11．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し，社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
(2) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか，コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し，取締役会及び監査等委員会に報告する。

12．企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに，当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう，当社とグループ会社間の管理責任体制や，グループ会社から当社へ伺出又は報告すべき事項を含む運営要領を定め，グループ会社を支援・指導する。
(2) 当社グループ全体として業務の適正を確保し，かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため，コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し，各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに，当社の管理責任部門がその状況を監査する。
(3) 当社及び当社グループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し，信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織，規則等を整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では，「グローバル行動基準」において，各種法令・規制に準拠する旨を定め，これに基づき反社会的勢力に対する各種の取組みを行っております。社内体制としては，反社会的勢力排除に係る対応統括部署を本社に設置し，関係部門と連携の上，反社会的勢力からの不当要求に対し，組織的に対処することとしております。具体的な対応に関しては，対応マニュアルを整備するとともに，研修等を通じ不当要求行為に対する心構えや，対応にあたっての基本的な考え方の徹底を図っております。また，反社会的勢力に関する情報については，警視庁外郭団体等からの関連情報を入手して不測の事態に備えるとともに，警察，弁護士等の外部専門機関との連携を図り，反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は，以下のとおりです。
1．社規則の制定・運用
　当社は，会社情報の的確・適正な管理及び迅速・正確かつ遺漏のない公平な公表を確保するため，取締役会決議により社規則を制定し，運用している。社規則に基づいた会社情報の適時開示に関する社内体制及び手続きは，以下のとおりである。
2．会社情報の公表
　(1)会社情報のうち公表すべき事実については，その内容，公表の時期及び方法を関係部門で協議，決定の上，遺漏なく公表されるよう徹底している。
　(2)公表は原則としてグループ戦略推進室広報部(広報担当役員を含む。以下同じ。)が行うもの としている。
　(3)グループ戦略推進室広報部以外の役員又は従業員等が公表を行う場合は，事前にグループ戦略推進室広報部その他関係部門と調整するものとし，必要に応じグループ戦略推進室広報部が立ち会うものとしている。
3．有価証券報告書等の公表
　会社情報のうち，有価証券届出書，有価証券報告書，四半期報告書，臨時報告書等金融商品取引法第25条第１項に定める書類については，特に同法に基づいた正確な公表が必要であるとの認識から，総務法務部がその内容を精査し，総務法務部から公表することとしている。
4．金融商品取引所等への登録
　各金融商品取引所等の規則に基づく会社情報の登録については，公表する会社情報について，事前に関係部門より広報部へ届出を行い，広報部がその内容を確認した上で金融商品取引所所定の手続きにより登録を行うものとしている。
　また，広報部においては，取締役会・経営会議の事務局である総務法務部と連携して，これらの機関において有価証券上場規程に基づき公表を要する可能性のある事案等について検討が行われているかを常に把握し，公表すべき会社情報が適時に遺漏なく公表されるよう徹底している。

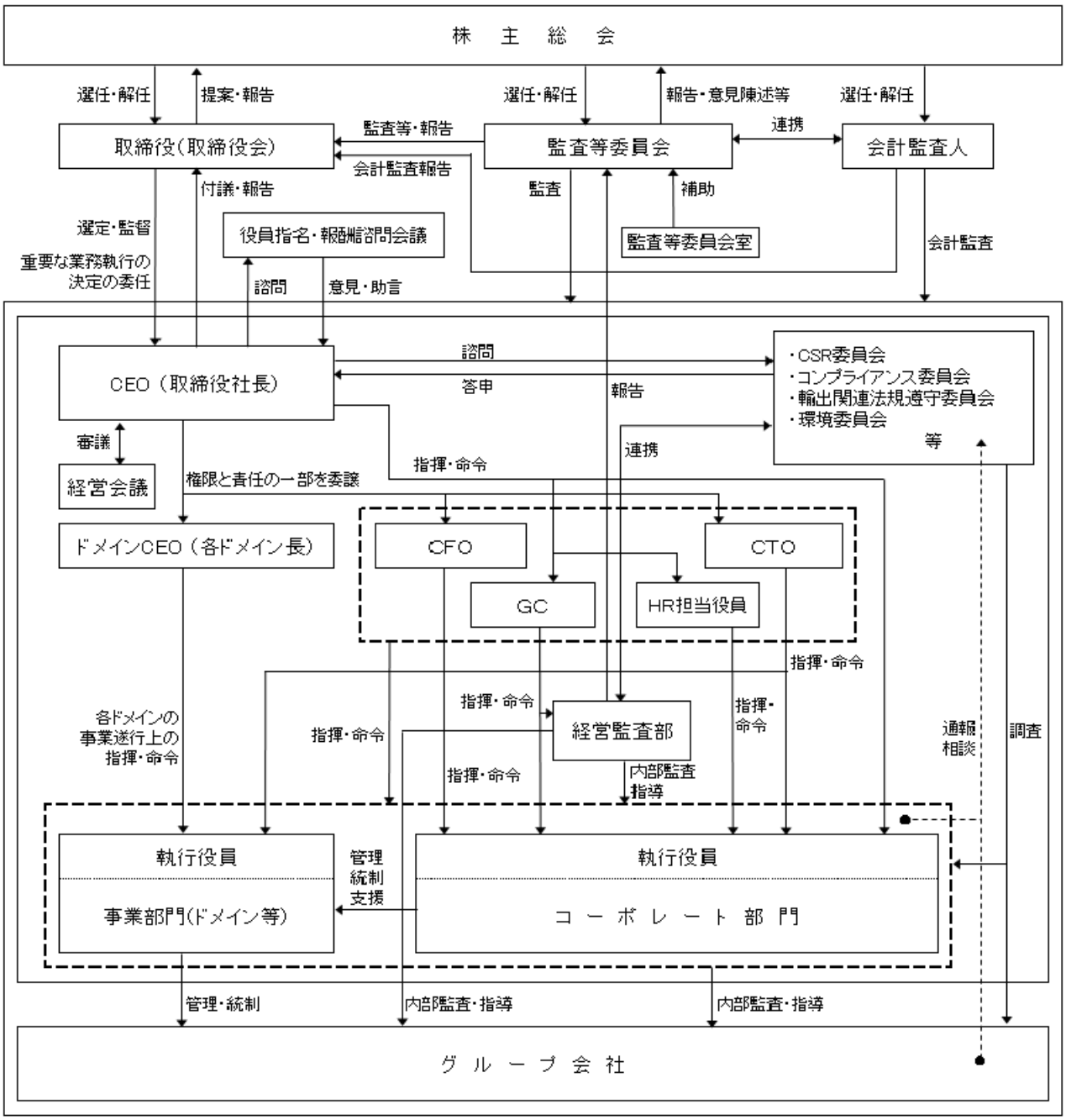
株　主　総　会
選任・解任
提案・報告
選任・解任
報告・意見陳述等
選任・解任
取締役（取締役会）
監査等・報告
会計監査報告
監査等委員会
連携
会計監査人
付議・報告
監査
補助
選定・監督
重要な業務執行の
決定の委任
役員指名・報酬諮問会議
諮問
意見・助言
監査等委員会室
会計監査
CEO（取締役社長）
諮問
答申
報告
・CSR委員会
・コンプライアンス委員会
・輸出関連法規遵守委員会
・環境委員会
等
審議
経営会議
指揮・命令
権限と責任の一部を委譲
連携
ドメインCEO（各ドメイン長）
CFO
CTO
GC
HR担当役員
指揮・命令
各ドメインの
事業遂行上の
指揮・命令
指揮・命令
指揮・命令
経営監査部
指揮・
命令
通報
相談
調査
指揮・命令
内部監査
指導
執行役員
事業部門（ドメイン等）
管理
統制
支援
執行役員
コ　ー　ポ　レ　ー　ト　部　門
管理・統制
内部監査・指導
内部監査・指導
グ　ル　ー　プ　会　社